

【規律委員会規定】

1. 諸会議および諸式典に欠席した場合は、1回目は警告および始末書、2回目は警告・始末書および罰金 30,000 円とする。
2. 正当な理由なく試合を放棄した場合は、警告・始末書および罰金 30,000 円とする。
3. 審判担当チームが審判に来なかった場合は、警告・始末書および罰金 30,000 円とする。
4. 開会式、閉会式に所定の人数が出席しなかった場合、1項と同様の制裁を与える。
5. 登録選手以外の選手を不正に出場させた場合、警告・始末書および罰金 50,000 円の制裁を与え、その試合の以後の試合は不戦敗とし当該年度の記録は抹消する。
6. その他、E S Lを運営するにあたり迷惑をかける行為があったチームは規律委員会で協議し、処分を与える。
7. たびたび警告を受けたチームについては評議会において除名処分にする場合がある。
8. 会議、式典への30分以上の遅刻については、欠席に準じた処分を与える。